

防 災 情 報 発 信

今回は、いざという時のために消火器の使い方をご案内いたします。

- 1 消火器を火災の起きている場所近くの消火に安全な場所まで運びます。
- 2 黄色の安全ピンを引き抜きます。(写真①)
- 3 ホースを外し、ホースの先端を持って火元に向けます。(写真②)
- 4 レバーを強く握って放射します。(写真③)
- 5 火の根元をねらい、手前からほうきで掃くように薬剤を放射します。(写真④)



(消防防災博物館のホームページより)

羽田地区不燃化相談サイトのご案内

重点整備路線対象者向けの情報の他、羽田地区の不燃化に向けた建替え助成制度等をご紹介します。今後内容の充実を図るべく情報を更新して参りますので、ぜひご覧ください。

ホームページはコチラから

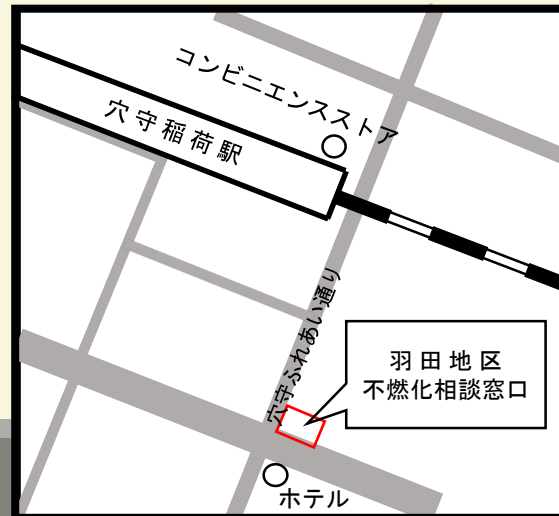


ホームページアドレス (<https://www.funenkamadoguchi.com/>)

羽田地区不燃化相談窓口のご案内

住 所：大田区羽田4-11-4山口ビル1F
 電 話：03-6423-8118
 営 業 日：月・火・木・金・土（年末年始・祝日・第5土曜除く）
 営 業 時 間：10：00～18：00（12：00～13：00除く）

【 案 内 図 】



【 外 観 】



羽田地区

第9号 令和4年10月発行

重点整備路線沿道ニュース

発行：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課・用地課
株式会社URリンケージ



URリンケージ業務開始2年目突入！

災害に強いまちを目指して、引き続き私たちが担当いたします！



熊谷
(くまがい)
建替促進担当

杉田
(すぎた)
用地取得担当
(1号路線)

大澤
(おおさわ)
用地取得担当
(2・3号路線)

梅原
(うめばら)
建替促進担当

昨年4月から羽田地区の道路拡幅事業を担当させていただき、早1年半が過ぎました。不慣れな中、ご迷惑をお掛けすることもありましたが、これまでのご協力に感謝申し上げます。

今後もこれまで以上に皆さまのご意見に耳を傾け、「災害に強いまちづくり」のため拡幅事業にご協力をいただくべく真摯に対応して参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

重点整備路線2・3号を担当しております大澤が、9月から羽田地区不燃化相談窓口に着任しております。(重点整備路線1号は引き続き杉田が担当いたします) 相談体制を強化いたしましたので、今まで以上に気軽に相談窓口をご活用いただけますようお願いいたします。

「補償内容のご案内」が完成しました！

重点整備路線に土地・建物等をご所有されている皆さまに向けた、道路拡幅事業による補償の内容をまとめた冊子が完成しました。

冊子には、用地取得の手順、補償の内容、税金の優遇措置、土地の譲渡等に伴うその他の税金等について記載しています。

特に「補償」についてポイントを絞ってわかりやすく記載しています。皆さまの所へご説明に上がる際に配付させていただきます。

ぜひ！ご覧いただけますようお願いいたします。（羽田地区不燃化相談窓口〔場所：P4に記載〕でも配付しております）

補償内容のご案内



この冊子は、大田区の「羽田の防災まちづくり整備計画」に伴う土地売買契約と物件移転補償契約を締結する方を対象に、移転補償の概ねの内容についてご理解いただけることを目的として作成したものです。

株式会社 URリネージュ
大田区

まえがき

羽田地区は、木造住宅密集地域として大地震が発生した際の被害が拡大を懸念されている地域です。被害を軽減するための取組みの一環として、道路幅6mの拡幅を推進するための整備事業を行っております。

羽田地区の補償と大田区は、12町会及び商店街の役員等による「羽田の防災まちづくりの会」を中心に平成22年から防災まちづくりの検討を進めてまいりました。土地取得等の強制的な手段ではなく、協議的な手法で重点整備路線の整備や広域・公園整備を継続しております。本事業につきましては、住民の皆様のご協力のもと、道路用地を取得させていただくこととなります。

事業の必要性をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



羽田地区の整備イメージ

■ 用地取得の手順

～ご契約に至るまでの流れ～

- ① 個別説明
- ② 測量に関する個別訪問、測量依頼書への署名・押印
- ③ 測量・境界立会い（所有者様及び隣接土地所有者様）
- ④ 物件の調査
- ⑤ 所有者様による物件内容のご確認
- ⑥ 概算補償金額のご提示・補償内容のご説明
- ⑦ 分筆地の境界立会い（所有者様及び隣接土地所有者様）
- ⑧ 土地分筆依頼書への署名・押印
- ⑨ 道路区域編入申請書への署名・押印
- ⑩ 補償金額のご提示（正式提示）
- ⑪ 土地売買・物件移転補償契約のご締結
- ⑫ 補償金のお支払い（土地・建物・物件：8割（1回目））
- ⑬ 補償物件の撤去
- ⑭ 補償金のお支払い（物件：2割（2回目））

～令和4年度実施報告～

（令和4年9月30日現在）

皆さまのご協力のもと、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|----------------|------|
| 1 事業説明等の新規戸別訪問 | 14件 |
| 2 測量の実施 | 7画地 |
| 3 物件調査の実施 | 11画地 |
| 4 契約 | 3画地 |
| 5 移転完了 | 1画地 |

ご協力ありがとうございました。

引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。



～用地補償Q&A～（物件調査編）

用地取得に関して、皆さまがお持ちの疑問等について、丁寧にお答えしていきます。今回は「物件調査編」ということで、皆さまからいただいたご質問にお答えいたします。

物件調査を行うことにより、移転をお願いする物件が明確になると共に、移転にかかる補償金算出が可能となります。ぜひ、ご協力をお願いいたします。

Q1 なぜ物件調査をしなくてはならないのか。

A1 測量において確定した道路拡幅範囲にある物件（建物・工作物・動産・立木等）について、移転していただく必要があります。移転にかかる費用を補償させていただくため、また支障となる物件を特定させるために物件の調査が必要となります。

Q2 誰が物件調査をするのか。

A2 大田区から道路拡幅事業にかかる業務を受託しております(株)URリネージュが物件調査を実施します。

Q3 物件調査にどれくらい時間がかかるのか。

A3 現地の状況により異なりますが、概ね半日～1日要します。建物図面等があれば事前に借用させていただくことにより、調査時間の短縮につながりますので、ご協力をお願いいたします。

また、物件調査中、常に皆さまにお立会いいただく必要はございませんが、確認が必要となる場合、担当よりお声掛けさせていただきます。

遠方にお住まい等でお立会いが難しい場合には、後日、調書・図面にて確認をさせていただきます。

Q4 費用はかかるのか。

A4 大田区の事業で行うものですので、費用はかかりません。（無償）

Q5 調査結果は教えてもらえるのか。

A5 物件調査後、調査内容について調書・図面を作成いたします。作成後、皆さまの所へ伺い、内容についてご説明いたします。